

令和7年度第4回和歌山県鉄鋼業最低賃金専門部会

議事録

開催日時 開催場所	令和7年10月28日（火） 和歌山労働総合庁舎6階会議室	17時50分から 18時10分まで
出席状況	公益を代表する委員 労働者を代表する委員 使用者を代表する委員	定数3名 定数3名 定数3名

○和中部会長

ただ今から、第4回和歌山県鉄鋼業最低賃金専門部会を開催します。

まず、事務局から出席状況についての報告をお願いします。

○事務局（谷本）

本日の会議の成立状況から御報告いたします。

委員9名中、公益代表委員3名、労働者側3名、使用者側3名の御出席をいたしております。

最低賃金審議会令第5条第2項の規定に基づく定足数を満たしており、本会議が成立していることを報告いたします。

また、本会議は原則公開となっており、傍聴希望に係る告示を行いましたが、申出がなかったことを報告いたします。

○和中部会長

それでは、議題1 金額審議に入ります。

前回の審議では、金額提示後、個別審議を行いましたが、双方の金額に開きがありましたので、労使それぞれ持ち帰っていただきて、歩み寄りによる意見の一一致が得られるよう、御検討御協議をお願いしたと思います。

ちなみに前回は、労働者側の御提案は68円アップの1,171円、使用者側は66円アップの1,169円となっておりました。

まず、労使それぞれ御検討いただいた結果について、御提示いただきて、意見の一一致が得られれば合意となります。意見の一一致が得られない場合は、さらに個別審議を行って調整を図っていきたいと思います。

それでは、労使双方から具体的な金額の提示を含めて御検討いただいた結果を御提示いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。ちなみに事前に各側で協議が必要であればその旨もあわせて御説明いただけたらと思っております。

まず、労働者側金額提示いかがでしょうか。可能ですか。

○久富委員

可能です。

○和中部会長

では、使用者側いかがでしょうか。

○田中康平委員

はい。

○和中部会長

わかりました。それではまず労働者側から金額の御提示をお願いできますでしょうか。

○久富委員

はい。前回の専門部会以降、労働者側で使用者側の主張内容含めて改めて精査しまして慎重に議論を重ねて参りました。このことに加えまして、先日報道されました労働者にとっては連合による次回春闘での5%以上の賃上げ要求についても確認してきたところであります。鉄鋼業における最低賃金は春闘とは直接関係しないものの、近年、企業による大幅な賃金改善が進む中で、各都道府県の地域別最低賃金も同様に引き上げられてきた経緯があります。また、政府が掲げる2030年までに地域別最低賃金、こちらを1,500円に引き上げるという方針を踏まえると、今後5年間は、賃金を継続的に上昇していくというふうに考えております。これらの状況を総合的に勘案しまして、結果、現時点では無理な金額提示は行わない方がいいのではないかという結論に至りました。

しかしながら、これまで労働者側が主張してきている我々この3名は、零細企業または未組織の労働者の代表という立場も担っており、容易に譲歩できない事情も御理解いただければというふうに考えております。以上のことを踏まえて、今回の労働者側の提示額につきましては、使用者側に対してさらに1円歩み寄り、プラス67円、1,170円を再度提示させていただきたいというふうに思います。労働者側は以上です。

○和中部会長

はい。それでは、使用者側いかがでしょうか。

○田中康平委員

はい。使用者側も、金額から先に申し上げますと、67円プラスの1,170円で提示したいと考えております。前回以降持ち帰って、労働者側の主張なりで

すとか、他の地区の妥結状況も踏まえて、総合的に考えて今回の金額の提示ということにさせていただきたいと思います。以上です。

○和中部会長

はい。ありがとうございます。意見の一致をみましたので、部会として意見の取りまとめを行いたいと思います。

現行の鉄鋼業最低賃金を67円上げて、1,170円とすることに異議はございませんでしょうか。

〈異議なし〉

○和中部会長

異議がないようですので、鉄鋼業最低賃金を67円上げて、1,170円とすることについて、全会一致で了承されたものとします。

次に、最低賃金額以外の事項ですが、効力発生日につきまして、従来から12月30日の指定日発効としておりましたので、今回も令和7年12月30日の指定日発効とすることに異議はございませんでしょうか。

〈異議なし〉

○和中部会長

それでは、12月30日の指定日発効について承認されたものとします。

次に、本審会長に提出する部会報告書について、検討していただきたいと思います。事務局は部会報告書案を作成し配付してください。

○事務局（谷本）

はい。ただ今準備いたしますので、しばらくお待ちください。

〈事務局が部会報告書案を作成し、配付〉

○和中部会長

事務局は、部会報告書案を朗読してください。

〈事務局が部会報告書案を朗読〉

○和中部会長

ただ今の部会報告書案について、何か御意見等ございますでしょうか。

〈意見等なし〉

○和中部会長

御意見がないようですので、報告書案が了承されたものとします。

報告書原本は本審会長に提出しますが、事務局は報告書写しを委員に配付してください。

〈事務局が部会報告書写しを作成、配付〉

○和中部会長

次に、8月19日の第3回本審において、専門部会で全会一致の結審をした場合、これをもって審議会の決議とすることができるとする審議会令第6条第5項を適用することが、議決されております。

したがいまして、これより審議会の答申文について確認していただきたいと思います。

事務局は、答申文案を作成し配付してください。

○事務局（谷本）

はい。ただ今準備しますので、しばらくお待ちください

〈事務局が答申文案を作成、配付〉

○和中部会長

事務局は、部会答申文案を朗読してください。

〈事務局が答申文案を朗読〉

○和中部会長

はい、ただ今の答申文案について、何か御意見等ございませんでしょうか。

特にございませんでしょうか。

〈意見等なし〉

○和中部会長

御意見がないようですので、ただ今の答申文を本日付けで審議会会长より労働局長宛ての答申とすることになります。事務局は答申文の写しを委員に配付してください。

〈事務局が答申文写しを作成、配付〉

○和中部会長

今後の手続きにつきまして、事務局から説明してください。

○事務局（谷本）

本日、答申をいただきましたが、夜間になっておりますので、明日付で審議会の意見の公示を行います。公示期間は翌日から15日間となり、11月13日まで、この間に関係労使から異議の申出があれば、本審を開催して審議いただくこととなります。

異議申出がない場合は、令和7年12月30日発効に向けて官報公示等の手続を取ることになります。

○和中部会長

ただ今の説明について、何か御意見等ございますでしょうか。

〈意見等なし〉

○和中部会長

よろしいでしょうか。

次に、その他の議題ですが、何かございますか。

〈意見等なし〉

○和中部会長

事務局はいかがですか。

○事務局（谷本）

特にございません。

○和中部会長

それではここで、基準部長より一言、あいさつがありますので、お願ひします。

〈部長あいさつ〉

○和中部会長

これで本日の審議を終了したいと思います。

本日をもちまして、当専門部会の任務を終えることになりますが、各委員の皆様方には、円滑な部会運営に御協力いただき、大変熱心な審議の結果、全会一致による議決がなされたことについて感謝を申し上げ、閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。